

令和8年度 岡山県私立高校生等教育給付金のお知らせ (新入生に対する前倒し給付)

1 私立高校生等教育給付金とは

岡山県では、私立高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、中低所得世帯を対象に、返済の必要のない「教育給付金（奨学のための給付金）」を支給します。

2 新入生の保護者に対する前倒し給付とは

希望する新入生の保護者等に対して、前倒しで一部給付（年額の1/4）を行います。残りの額（年額の3/4）の給付を受けるためには、再度の申請が必要です。

また、岡山県での前倒し給付は、生活保護（生業扶助）受給世帯及び住民税非課税世帯のみを対象とします。

3 対象となる世帯

基準日（原則は令和8年4月1日）現在で、以下の要件を全て満たしている世帯が対象です。

- ①生徒が私立高等学校等に在学していること
- ②保護者等が岡山県内に住所を有していること
- ③生徒が高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格者であること
- ④「生活保護（生業扶助）受給世帯」又は「住民税非課税世帯（※）」であること

※ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円である世帯

4 前倒し給付額（年額の1/4）

県内の私立高等学校等に在学：県が学校に交付し、学校が申請者に交付します。

県外の私立高等学校等に在学：県が申請者の口座に7月末日（予定）に振り込みます。

区分	全日制・定時制	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	13,150円	13,150円
住民税非課税世帯	38,000円	13,025円

5 申請方法

	県内の私立高等学校等に在学	県外の私立高等学校等に在学
提出期限	学校の指定する日	令和8年6月26日(金) <消印有効>
提出書類	<p>【全員】</p> <p>「高校生等教育給付金受給申請書」</p> <p>【全員】(次のいずれか1つ)</p> <p>「住民票の写し」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒本人のもの ・<u>個人番号の記載がないもの</u> ・日本国籍：本籍、日本国籍以外：国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの <p>「特別永住者証明書の写し」</p> <p>「在留カードの写し」</p> <p>※在留資格が家族滞在で、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者の場合は、「小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」の提出も必要</p> <p>【全員】(次のいずれか1つ)</p> <p>「生業扶助受給証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒本人のもの ・令和8年4月1日時点で生業扶助受給の対象であることが確認できるもの <p>「令和7年度課税証明書または非課税証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等全員のもの 	<p>【県外の私立高等学校等に在学のみ】</p> <p>「在学証明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年4月1日時点で在学していることが確認できるもの <p>「口座振替申出書」</p> <p>「口座通帳のコピー等」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名・口座名義・口座番号等が分かるもの ・申請した保護者名義のものに限る
申請書の入手方法	学校	<p>【方法1】岡山県ホームページからダウンロード http://www.pref.okayama.jp/page/394294.html (総務部→総務学事課→私立学校→私立高校生等教育給付金について)</p> <p>【方法2】返信用封筒を下記問い合わせ先へ郵送</p> <p>※返信用封筒(定形外郵便の封筒(34cm以内×25cm以内))には、180円切手を貼付し、申請書の送付先を記入するとともに、教育給付金申請書類を郵送してほしい旨を記載したメモを入れてください。</p>
提出先・問い合わせ先	学校	<p>岡山県 総務部 総務学事課 学事班(本庁4階)</p> <p>〒700-8570</p> <p>岡山県岡山市北区内山下2-4-6</p> <p>電話 086-226-7198</p> <p>FAX 086-234-7433</p> <p>※郵送(書留等追跡可能な方法に限る)または持参</p>